



COMMSEED

平成18年 5月 23日

各 位

会 社 名 コムシード 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 福島 雄二  
コート番号 3739・名証セントレックス  
問合せ先 経営企画室 平井 孝佳  
(TEL 03-5217-5814 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の第15回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、および将来の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の表現等の変更を行うとともに、新たに目的を追加するものであります。
- (2) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため変更案第4条（機関）を新設するものであります。
- (3) 公告の方法について周知性の向上および経営の合理化を図るため、現行定款第4条について所要の変更を行うものであります。また同制度の導入に伴い、不測の事態が生じた場合の措置を定めるものであります。
- (4) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- (5) 現行定款第7条（基準日）は定時株主総会の議決権の基準日の規定であることから、変更案第12条（定時株主総会の基準日）に移設するものであります。
- (6) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第94条第1項の規定により、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで株主に対し提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、変更案第17条を新設するものであります。
- (7) 会社法第370条により、取締役会の決議事項について取締役全員が書面等により同意を示したときは、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、取締役会運営の効率化を図り、機動的な運営を可能にするため、変更案24条第2項を新設するものであります。
- (8) 社外取締役あるいは社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役あるいは社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第28条（取締役の責任免除）第2項および変更案第33条（監査役の責任免除）第2項のとおり規定するものであります。なお、変更案第28条第2項の規定については監査役全員の同意を得ております。
- (9) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (10) 旧商法上の用語を会社法で引用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (11) 上記条項変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、コムシード株式会社と称し、英文では CommSeed Corporationと表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. コンピュータを利用した情報処理サービスならびに情報提供サービス</u></p> <p><u>2. コンピュータのソフトウェアの開発・製造・販売</u></p> <p><u>3. コンピュータのソフトウェアに関するコンサルティング</u></p> <p><u>4. コンピュータを利用した映像ソフトの企画・制作・販売</u></p> <p><u>5. 広告宣伝の企画および制作</u></p> <p><u>6. コンピュータのソフトウェアの輸出入</u></p> <p><u>7. コンピュータのソフトウェアの仕入および卸売</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p><u>(1) コンピュータネットワークを利用した情報処理サービスならびに情報提供サービス</u></p> <p><u>(2) コンピュータソフトウェアの開発・製造・仕入・販売・輸出入</u></p> <p><u>(3) コンピュータネットワークおよびコンピュータソフトウェアに関するコンサルティング</u></p> <p><u>(4) 映像ソフトウェアの企画・制作・販売</u></p> <p><u>(5) 広告宣伝業</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(6) 著作権・工業所有権・販売権等の仲介</u></p> <p><u>(7) 物品販売業</u></p> <p><u>(8) 出版業</u></p> <p><u>(9) 労働者派遣業</u></p> <p><u>(10) 貸金業</u></p> <p><u>(11) 物品賃貸業</u></p> <p><u>(12) 複合カフェ (インターネット設備やコミック・雑誌の備え置きなど多目的設備を備えた喫茶・レストラン) の経営</u></p> <p><u>(13) (現行どおり)</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、120,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(基準日) 第7条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、120,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>端株原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、端株原簿の記載</u></p> <p>または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、<u>端株の買取り、届出の受理</u>ならびに<u>株券喪失登録の手続</u>その他<u>株式および端株</u>に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の<u>株主名簿、新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類</u>および<u>株式の名義書換、端株原簿の記載</u>または<u>記録、質権の登録</u>および<u>信託財産の表示</u>またはこれらの<u>抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理</u>その他<u>株式および端株</u>に関する取扱いはらびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いはらびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内</u>にこれを招集し、<u>臨時株主総会</u>は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月</u>にこれを招集し、<u>臨時株主総会</u>は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、<u>議長および出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第15条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任</u>する。</p> <p>2. 取締役会<u>の決議により</u>、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p><u>対して提供したもののみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第19条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、就任後2年以内<u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会<u>は、その決議によって代表取締役を選定</u>する。</p> <p>2. 取締役会<u>は、その決議によって</u>、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任につき、<u>善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役</p> <p>(員 数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金および中間配当金は、</u>  <u>支払開始の日から満3年を経過</u>  <u>してもなお受領されないときは、</u>  <u>当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(配当の除斥期間等)</p> <p>第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、支</u>  <u>払開始の日から満3年を経過して</u>  <u>もなお受領されないときは、当会</u>  <u>社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 前項の金銭には利息を付けない。</u></p>

以上